

## 追手門学院 ソーシャルメディアガイドライン

[2012年6月15日制定]

### (目的)

学校法人追手門学院（以下「学院」という。）は、学院の学生及び生徒が、個人的なソーシャルメディア利用時において遵守すべき姿勢・行動について示し、一人ひとりの情報発信や対応が大きな影響を持つことを自覚し、かつ責任を持つことを目的に本ガイドラインを定めます。

### (定義)

本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、各々に定めるとおりとします。

- (1) ソーシャルメディア インターネットにおいてウェブ技術を利用して、個人の発信をもとに不特定多数のユーザーがコミュニケーションを行うことが可能なメディア（twitter、facebook、mixi、blog など）をいいます。
- (2) 学生 学部生、大学院生、科目等履修生、聴講生、交換留学生、追手門学院大学において学ぶあらゆる立場の者をいいます。
- (3) 生徒 追手門学院中・高等学校、追手門学院大手前中・高等学校の生徒をいいます。

### (遵守事項)

遵守すべき事項は、以下のとおりとします。

- (1) ソーシャルメディアを活用するにあたっては、日本国の法令（渡航中にあつては諸外国の法令）を遵守し、「追手門学院倫理憲章」ならびに「追手門学院個人情報の保護に関する規則」に基づいた適切かつ質の高いコミュニケーションの実現を目指してください。
- (2) 学院の一員としての自覚と責任を持った情報発信や対応を心がけ、ユーザーに誤解を与えないよう注意してください。
- (3) 著作権や肖像権など、他者の権利や人権を侵害することのないよう細心の注意を払いましょう。
- (4) 公序良俗に反したり、意図的に虚偽の情報や不正確な情報を与えないよう、ソーシャルメディアの特性を考慮した確実な情報発信を心がけましょう。
- (5) ユーザーの声を聞き、自分とは異なる意見、考え、生き方をお互いに尊重する姿勢を忘れないようにしましょう。
- (6) インターネットには不特定多数の人がアクセスできること、公開された情報は完全には削除出来ないことを理解・認識し、特に個人情報等を登録したり、発信する場合は細心の注意を払って行いましょう。
- (7) ソーシャルメディアに参加することにより、学び得た情報や経験などを広く学院内外に還元することで、多くの個人やコミュニティの成長に貢献しましょう。

以 上